

タイトル「2018年度 教養科目シラバス」、フォルダ「2018年度 教養科目シラバスーサテライト科目」
シラバスの詳細は以下となります。

科目名	地域暮らしの法律学A		
担当教員	<u>吉田 雅章</u>		
対象学年		クラス	
講義室		開講学期	前期
曜日・時限	時間外	単位区分	
授業形態	講義	単位数	2
準備事項			
備考	全学部・全学年 実施場所:南紀熊野サテライト(田辺市)		
科目名(英語表記)	Legal Studies of community life A		
授業の概要・ねらい	どのような地域に暮らすにしても、さまざまな問題が発生します。好むと好まざるとにかかわらず、法律と関わりを持たないことはないでしょう。地域で暮らすために法律の知識は不可欠だと思います。しかし、法律は自分とは関係のない存在であるかのように考えられがちで、さらに、暗くて近寄りがたいというような悪いイメージさえ持たれることもあります。その原因として、法律用語の難解さ、法律学は無味乾燥であるというイメージ、法律解釈の理屈っぽさなどが考えられます。「地域暮らしの法律学」では、地域に存在する日常生活の種々の場面を具体的な例として取り上げて、可能な限り分かりやすく説明し、法律がどのように役に立っているか、そして、日常茶飯事でさえ法律抜きでは考えられないということなどを理解してもらおうことをねらいとしています。その手段として、多くの映画やTV番組等を視聴してもらい、法律学の敷居の高さを少しでも低くする工夫を致します。		
授業計画	<p>土曜の13時から17時で、6回の講義の予定です。 第1回 4月14日 「ガイダンス」 10年以上前にNHKで放送された、ある番組の1回分を視聴してもらい、法律知識を知つていれば日常生活で有意義であるかを理解してもらう予定です。さらに、裁判所の仕組みや制度を解説するDVDも視聴してもらいます。 第2回 4月21日 「裁判員制度を考える」 日本の刑事裁判に関する裁判員制度について、DVDを視聴してもらい、もし裁判員に選ばれても大丈夫なように知識を深めてもらおうと計画しています。さらに、米国映画「評決」も視聴してもらい、米国では民事裁判でも陪審員制度があり、国によって裁判制度が異なることも知つてもらおうと考えています。 第3回 5月12日 「死刑と憲法を考える」 死刑囚に焦点を当てたNHKのETV特集と、裁判官に焦点を当てたTV番組とを視聴してもらい、極刑としての死刑や、近ごろ改正論議が活発化している憲法について考えてもらう予定です。 第4回 5月19日 「性的犯罪と冤罪を考える」 映画「それでもボクはやってない」を視聴してもらい、痴漢冤罪事件や逮捕されたらどうなるか、刑事裁判における99.9%の有罪率などについて知識を広めてもらおうと考えています。 第5回 6月2日 「民事暴力を考える」 伊丹十三監督の映画「ミンバーの女」を視聴してもらい、反社会的勢力が民間企業や一般人にどうやって寄生しようとするのか、そして、それをどのように排除すべきかを考えてもらう予定です。 第6回 6月9日 「相続問題を考える」 山崎豊子原作の非常に古い映画「女系家族」を視聴してもらい、相続に伴う問題を考えもらいます。</p>		
到達目標	バランス感覚を持って地域で生きていくことと、そのための法的スキルを獲得することの重要性を理解すること		
成績評価の方法	出席状況と議論への参加、授業態度やレポートなど総合的に評価します。		
教科書	特に定めません。基本的には適宜、講義ごとに録画を視聴してもらい解説します。		
参考書・参考文献	講義時に適宜、紹介します。		
履修上の注意・メッセージ	基礎知識がなくても理解できるように授業を構成します。ただ、もしも可能であれば、各自でわかりやすい法学入門書などを読んで前理解を深めるようにしておいて下さい。		
履修する上で必要な事項	ネット・テレビ・新聞等で紹介される色々な法律問題について関心を持って目を通して下さい。		
受講を推奨する関連科目	可能ならば、南紀熊野サテライト開設の科目を受講して下さい。		
授業時間外学修についての指示	本授業の授業計画に沿って、準備学習と復習を行ってください。さらに、授業内容に関連する課題に関する調査・考察を含めて、毎回の授業ごとに自主的学習を求めます。		
その他連絡事項	もし可能ならば、来年度は「地域暮らしの法律学 B」を開講する予定です。		